

「長門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免、給与、勤務条件などの状況について、その概要を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況 (H29. 4. 2~H30. 4. 1)

区 分	試 験	選 考	そ の 他	計
一般行政職等	13人	1人	1人	15人
消防吏員	2人	0人	0人	2人
計	15人	1人	1人	17人

(2) 退職の状況 (平成29年度)

退職者数	30人
------	-----

(3) 再任用の状況 (H29. 4. 2~H30. 4. 1)

区 分	再 任 用	
		更 新
一般行政職	7人	4人
消防吏員	0人	0人
計	7人	4人

*更新人数は内書き

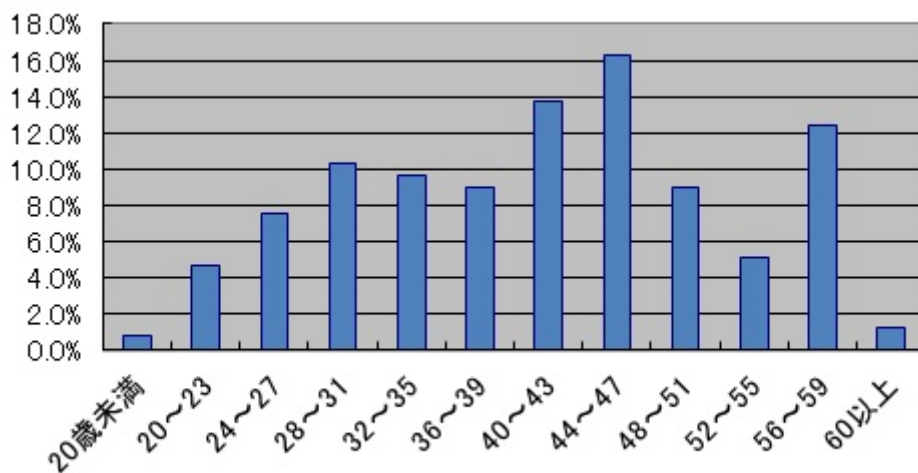
(4) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在：人)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
一般行政	議会	4	4		
	総務企画	97	94	▲3	CATV放送センター指定管理による減等
	税務	22	22		
	民生	67	67		
	衛生	28	28		
	農林水産	42	41	▲1	道の駅準備室廃止による職員減
	商工	14	13	▲1	商工業務見直しによる減
	土木	31	32	1	建築住宅課新設による職員増
小計	305	301	▲4		
特別行政	教育	43	40	▲3	給食センターの調理体制見直しによる減
	消防	67	66	▲1	
	小計	110	106	▲4	
公営企業	水道	16	15	▲1	上下水道局新設に伴う水道業務見直しによる減
	下水道	19	19		
	その他	26	25	▲1	国保業務見直しによる職員減
	小計	61	59	▲2	
合計		476 [629]	466 [629]	▲10	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、退職者、派遣職員を含み、臨時及び非常勤職員は除いています。[]内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4	22	35	48	45	42	64	76	42	24	58	6	466

(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

◇第4次定員適正化計画（4月1日）

人

	30年度	31年度	32年度	33年度	4年間計 (職員数：4月1日)
職員数	466	461	457	447	441
退職	15	10	18	13	57
採用	10	6	8	7	32
増減	▲5	▲4	▲10	▲6	▲25

◇実績

人

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職員数	617	611	584	568	549	534	522
退職	8	39	29	34	28	28	26
採用	2	12	13	15	13	16	14
増減	▲6	▲27	▲16	▲19	▲15	▲13	▲12
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
職員数	510	503	494	485	483	476	466
退職	21	25	28	20	26	30	
採用	14	16	19	18	19	20	
増減	▲7	▲9	▲9	▲2	▲7	▲10	

2. 職員の人事評価の状況

全職員を対象に能力評価を、係長級以上の職員を対象に業績評価を実施しています。能力評価については、平成27年度の評価結果から、翌年度の昇給への反映を行っています。

3. 職員の競争試験及び選考の状況

採用試験実施状況（平成29年度）

試験職種	採用予定者数 (募集人員)	1次試験 受験者数	採用者数	
上級	行政	5人	15人	3人
	土木	3人	3人	2人
	保健師	1人	6人	2人
初級	事務	2人	8人	1人
	土木	若干名	1人	0人
	一般事務	若干名	22人	0人
中級	保育士	若干名	6人	3人
消防	高校卒程度	若干名	8人	2人
社会人	一般事務	若干名	11人	0人
	土木	若干名	1人	0人
	建築	1人	1人	1人
	土木 (追加募集)	若干名	3人	1人

4. 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
29年度	34,587人	20,341,560千円	640,974千円	3,497,337千円	17.2%

イ 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費			一人当たり 給与費 B/A	
		給料	職員手当	期末勤勉 手当 計 B		
30年度	412人	1,514,717千円	247,497千円	597,312千円	2,359,526千円	5,727千円

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長門市	43.0歳	320,074円	358,581円	345,117円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長門市	55.8歳	322,991円	331,500円	322,991円
国	50.7歳	286,817円	—	328,637円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、平均給与月額はこれら全ての諸手当込みのもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、平均給与月額（国ベース）は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		長 門 市	
		初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	179,200円	187,600円
	高校卒	147,100円	152,900円
用 務 員	高校卒	144,500円	150,400円
	中学卒	132,700円	137,500円
消 防 士	大学卒	168,600円	187,600円
	高校卒	147,100円	158,300円

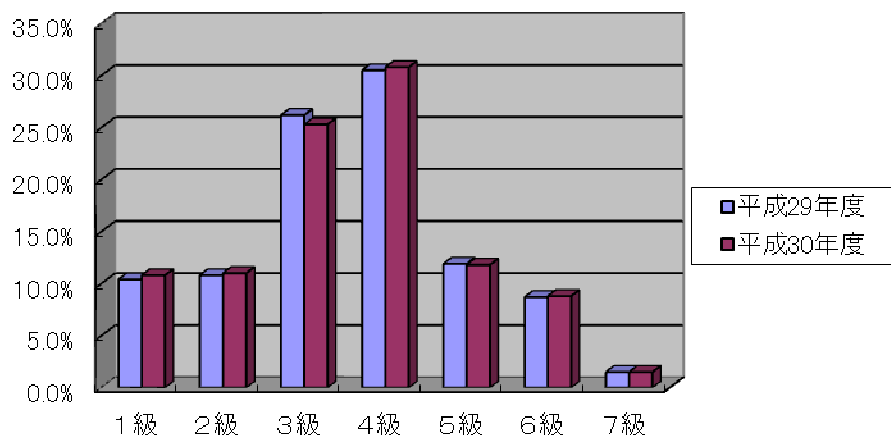
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	248,700円	283,100円	333,000円
	高校卒	208,600円	248,700円	283,100円
用 務 員	高校卒	213,000円	238,000円	272,200円
	中学卒	187,600円	224,900円	259,300円
消 防 士	大学卒	248,700円	283,100円	333,000円
	高校卒	215,400円	254,600円	290,100円

(3) 級別職員数等の状況（平成30年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に 規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名等	人	人	%	段階
1級	定型的な業務を行う 職務	49	10.8	事務職員	30	214	47.1	係員級
				技術職員	3			
				消防吏員	16			
				計	49			
2級	高度の知識又は経験を 必要とする業務を 行う職務	50	11.0	事務職員	30	214	47.1	係員級
				技術職員	6			
				消防吏員	14			
				計	50			
3級	主任主事及び主任の 職務	115	25.3	主任	62	214	47.1	係員級
				主任主事	30			
				主任技師	6			
				消防吏員	17			
				計	115			
4級	係長の職務	140	30.8	係長	43	140	30.8	係長級
				主査	78			
				出張所長	5			
				副園長	5			
				消防署係長級	9			
				計	140			
5級	課長補佐の職務	54	11.8	課長補佐	32	54	11.8	課長補佐級
				技術補佐	9			
				園長	7			
				室長等	6			
				計	54			
6級	部次長及び課長の職 務	40	8.8	支所長等	7	40	8.8	課長級
				課長	24			
				主幹	6			
				消防署課長級	3			
				計	40			
7級	部長の職務	7	1.5	部長	5	7	1.5	部長級
				消防長	1			
				事務局長	1			
				計	7			

(注) 長門市一般職の職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員の級別人数です。(準用により適用を受ける公営企業職員の人数を含む)



(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（平成29年度）

長門市	国
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,417千円	—
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 （1.45）月分 （0.85）月分	同左
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

長門市	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 勧奨・定年 26.3655月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分	同左
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算） 平成29年度 1人当たり平均支給額 14,039千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		4,743千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		57千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		14.4%	
手当の種類		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税及び国民健康保険料の徴収外勤手当	市税、国民健康保険料の徴収業務をする職員	1 督促、徴収業務 ① 1日につき3時間を超える場合 ② 現年度分を徴収した場合 ③ 滞納繰越分を徴収した場合 2 物件（不動産を除く）差押さえ業務 3 差押物件引揚げ業務 4 検税調査業務（1日3時間を超える場合）	1日200円 1件につき50円 1件につき100円 1戸につき300円 1戸につき400円 1日200円
税外収入徴収外勤手当	上記以外の徴収業務をする職員	住宅使用料、清掃手数料、保育料等の徴収業務（1日3時間を超える場合）	1日200円
福祉主事訪問調査手当	訪問調査に従事する社会福祉主事	被保護世帯の訪問調査業務	月額6,000円
行旅死亡人収容手当	福祉事務所に勤務する職員	行旅死亡人の収容作業業務	1件につき5,000円
感染症防疫作業手当		感染症防疫作業業務	1日500円
家畜防疫作業手当		家畜防疫作業業務	1日500円
犬猫死体処理手当	清掃業務従事手当を受けない職員	犬猫死体処理業務	1日300円
清掃業務従事手当	清掃工場に勤務する職員 清掃工場以外に勤務する者	ごみ処理業務（4時間未満） 清掃業務	1日600円（300円） 1日250円
火葬業務従事手当	火葬業務を本務とする職員 上記以外の職員	火葬業務	月額10,000円 1体2,000円
消防業務従事手当	緊急車両の機関員、救急業務に従事する職員 救急救命士 救急・救助隊員 はしご車搭乗隊員 消防署に勤務する交替制勤務者	災害現場及び救急業務 救急・救助業務 防災・救助活動業務 深夜（22時から5時）1時間以上の通信業務	1回130円 1回510円 1回240円 1回500円 1回410円

エ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	47,129千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	171千円

オ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	○配偶者及び父母等 6,500円 ○子 10,000円 ○満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ		千円 53,775	円 244,431
住居手当	○借家 ・家賃23,000円以下 家賃から11,000円を控除した額 ・家賃23,000円超 家賃から23,000円を控除した額の2分の1(16,000円が限度)に11,000円を加算した額 ・最高限度額 27,000円	同じ		千円 22,716	円 252,400
通勤手当	○交通機関 運賃(定期券)が55,000円以下の場合 運賃相当額 ○交通用具 片道2kmから60km以上まで16区分 (月額3,000円～31,600円)	異なる	○交通用具 国 2kmから60km以上13区分 2,000円～31,600円	千円 29,666	円 95,696
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 部長44,250円、部次長37,395円、課長33,240円、主幹29,085円、課長補佐19,830円	異なる	国 46,300円から139,300円	千円 29,926	円 328,857
休日勤務手当	祝日法による休日等、年末年始の休日等において、正規の勤務時間に勤務した職員に支給 時間単価の35%増の額支給	同じ		千円 11,714	円 205,508
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 4,200円	同じ		千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合、又災害への対処等のため平日の深夜に勤務した場合に支給 部・課長6,000円、課長補佐4,000円(6時間超 150/100を乗じた額) 平日深夜 部・課長3,000円、課長補佐2,000円	同じ		千円 290	円 26,363
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に支給 時間単価の25%を支給	同じ		千円 3,137	円 43,569
単身赴任手当	月額30,000円 交通距離に応じて8,000円～70,000円を加算	同じ		千円 1,344	円 672,000
地域手当	東京事務所 20%	同じ		千円 ***	円 ***

(5) 特別職の報酬等の状況（平成29年度）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市長	790,000 円
	副市長	630,000 円
	教育長	560,000 円
報 酬	議長	425,000 円
	副議長	360,000 円
	議員	320,000 円
期 末 手 当	市長 副市長 教育長	(平成29年度支給割合) 3.3 月分
	議長 副議長 議員	(平成29年度支給割合) 3.25 月分
退 職 手 当	市長 副市長 教育長	(算定方式) (支給時期) 給料月額×在職月数×0.5×0.5 任期毎 給料月額×在職月数×0.3×0.6 任期毎 給料月額×在職月数×0.25×0.7 任期毎 (H31.11.26まで)

5. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1 週 間 の 正 規 の 勤 務 時 間	1 日 の 正 規 の 勤 務 時 間	開 始 時 刻	終 了 時 刻	休 憩 時 間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 : 3 0	1 7 : 1 5	12:00~13:00

(注) 職務の特殊性または当該公署の必要等により、特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間については、任命権者が別に定めています。

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

平成29年 平均取得日数	9.7 日
--------------	-------

(3) 特別休暇等

区 分		付 与 日 数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使 証人、鑑定人として官公署等出頭 妊娠中の保健指導・健康診査 骨髄提供のための休暇	必要と認める日又は時間
	ボランティア休暇	5日の範囲内
	結婚	5日
	女性職員の生理休暇	1月2日を超えない範囲内
	育児時間（生後1年に達しない子）	1日2回、各45分以内
	産前・産後	予定日以前8週間（多児14週）目に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日まで
	妻の出産	2日の範囲内
	男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内
	子の看護のための休暇	5日の範囲内 （2人以上、10日の範囲内）
	短期介護休暇	5日の範囲内 （2人以上、10日の範囲内）
	忌引	父母7日、祖父母3日、 曾祖父母2日、配偶者10日、 子5日、兄弟姉妹・孫3日、 おじ・おば1日
	法要	父母・配偶者・子1日
	夏季休暇	4日の範囲内
	リフレッシュ休暇	45歳・55歳 3日
	病気休暇	医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間（公務による負傷・疾病、結核性疾病180日、その他の疾病によるもの90日を超えることができない。）

(4) 介護休暇の取得状況（平成29年度）

区 分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(5) 介護時間の取得状況（平成29年度）

区 分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(6) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成29年度）

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0人	0人
	0人	0人
女性職員	3人	4人
	10人	1人
計	3人	4人
	10人	1人

(注) 上段は平成29年度に新たに取得した者、下段は平成28年度以前から平成29年度にかけて引き続けている者の数です。

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成29年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、職員の意に反して不利益な身分上の措置を講ずることを言います。

処分事由	処分の種類				合計
	降任	免職	休職	降給	
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0人
心身の故障の場合	—	—	5人	—	5人
職に必要な適格性を欠く場合	—	1人	—	—	1人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0人
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0人
条例で定める事由による場合	—	—	—	—	0人
合計	0人	1人	5人	0人	6人

(2) 懲戒処分者数（平成29年度）

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持することを目的に、職員の義務違反に対する制裁として行う処分を言います。

処分事由	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
法令に違反した場合	—	—	—	—	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人	—	—	—	1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0人
管理・監督者責任	4人	1人	—	—	5人
合計	5人	1人	0人	0人	6人

7. 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等従事制限にかかる許可の状況（平成29年度）

職員が営利企業等に従事しようとするときは、地方公務員法第38条に基づき、あらかじめ市長の許可を得なければならないとされています。

申請件数	承認件数	承認した主な内容
1	1	就業構造基本調査指導員
1	1	住宅・土地統計調査単位区設定指導員

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日）に伴い、本市を退職し企業等に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）による現職職員への働きかけの禁止等が新たに同法に規定されました。

本市では、再就職者による再就職状況の届出義務化などを規定した「長門市職員の退職管理に関する条例」を平成28年4月1日から施行し、退職管理のより一層の適正化に取り組んでいます。

平成29年4月1日から平成30年3月31日に管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるもの（長門市では課長職以上）に就いていた職員で退職し、再就職した者の状況は次の表のとおりです。

（平成30年12月1日現在）

課長職以上で退職した職員		1名
うち再就職者		0名
再就職先区分	市（嘱託等）	0名
	その他公的団体	0名
	営利団体	0名
	非営利団体	0名

9. 職員の研修の状況（平成29年度）

区 分	研 修 課 程	回数	延受講者数
長 門 市	・メンタルヘルス研修 ・接遇研修 ・市民サービス向上研修 ・倫理研修等	16	586人
山口県ひとづくり財団	・一般研修 ・専門研修 ・特別研修	35	102人
派遣（実務）研修	・山口県総合企画部山口 ゆめ花博推進室 ・山口県東京営業本部 ・下関市観光政策課 ・後期高齢者医療広域連合		1人 1人 1人 1人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の状況（平成29年度）

衛生委員会設置事業場数	1
同上委員会開催回数	3
衛生管理者数	1
産業医（非常勤）	1

(2) 健康診断の実施状況（平成29年度）

区 分	受 診 者 数	
定期健康診断（法定）	625人	
がん検診（任意）	胃がん	40人
	大腸がん	63人
	肝炎	68人
人間ドック（市町村共済組合）	196人	

（注）定期健康診断（法定）及び肝炎の受診者数には、臨時職員等を含みます。

(3) 福利厚生（平成29年度）

厚生事業（元気回復等）の内容	参加経費等
山口県市役所職員親睦体育大会等	391,668円

(4) 公務災害等の発生状況（平成29年度）

	公務災害	通勤災害	計
認定件数	3	0	3

（注）認定件数には、臨時職員等を含みます。

1 1. 山口県市町村公平委員会報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成29年度）

措置要求件数	平成30年3月31日現在の状況		
	取り下げ	打ち切り	勧告
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成29年度）

不服申立件数	平成30年3月31日現在の状況		
	結審済み	審理中	中断
1	0	1	0